

【いじめ防止に向けた組織（名称：いじめ防止対策委員会）】（別紙1）

- <関係機関>
- PTA
 - 教育委員会
 - 市総合教育センター
 - 社会福祉協議会
 - 児童相談所
 - 人権擁護委員会
 - 民生委員
 - 警察 など



- <校長>
- 学校内の統制及び総指揮
(いじめに対する学校としての指導方針の提示)
 - 緊急事態の確認・判断
(いじめ対応の指導体制の確立)
 - 関係機関との連携および説明責任
(解決にむけた取り組みに対する全体指導)

- 【いじめ防止に向けた基本方針】
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という風土作り
 - いじめの未然防止
 - いじめの早期発見
 - いじめの早期対応

【報告】

【指示】

- <教務>教務主任
- 年間の運営計画の立案
(教育相談・いじめに関するアンケートの実施日程の設定等)
 - 生徒への指導援助
(日常生活を通して異常の有無の確認)
 - 保護者等との連携

- <教頭>
- 学校内の統制及び指揮
(いじめに対する学校としての指導方針の具現化)
 - いじめ情報の迅速な把握・整理および報告
(いじめ対応の指導体制の役割分担の確立)
 - 教職員間の共通理解及び適切な指導・助言
(情報の共有化・共通理解・足並みを揃えた取り組み)
 - 保護者・地域・関係機関との連携
(解決に向けた協力要請)

- <生徒指導>生徒指導主事
- 生徒指導体制の企画・運営
(いじめに関するアンケート作成・実施)
 - 生徒への指導援助
(日常生活を通して異常の有無の確認)
 - 問題行動への対応・指導
(情報の収集および対応・指導)
 - 関係者等への連絡・調整
(解決に向けた協力要請)

いじめ対策チーム (いじめを認知した時点で、校長が速やかに設置)

- いじめの情報の迅速な共有
- 関係者への事実関係聴取の指導や支援
- 対応方針の決定
- 役割分担と連携体制の明確化
- 担任・担当への指導や支援
- 保護者との連携
- 関係機関との連携

【いじめ対策チームの構成員として想定される外部のメンバー】

- ※ 問題の内容等に応じ、校長が構成員を決定し、参加を要請
- PTA会長 ○ 民生委員 ○ 警察 ○ 学校医
 - 市総合教育センター教育相談員

- <進路指導>進路指導主事
- 進路計画の立案
(自己実現が図れるような計画・立案)
 - 「生き方指導」の充実
(望ましい人間関係や社会性の育成)
 - 職業体験等の指導
(自己理解・他者理解・社会への参画意識の高揚)

- <担任・学年主任・教科担任>
- 生徒の実態把握・課題の気づき
(日常活動・観察・アンケート・訴え等)
 - 生徒への指導援助・保護者との連携
(適切な生徒への指導援助・保護者との普段からの連携協力)
 - 教室環境の整備
(整理整頓・落ち着いて生活できる雰囲気づくり)
 - 授業の充実
(「わかる・できる」授業の実践)

- <保健・安全指導>保健主任
- 保健・安全計画の立案
 - 心身の問題の早期発見
 - 医療機関との連携

- <教育相談>教育相談担当・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー
- 悩み相談・心のケア
(定期的な実施・適時対応)
 - 特別支援教育の充実
(インクルーシブ教育の充実)
 - 他の関係機関との連携